

## 平成 30 年度税制改正大綱の注目点(3)

前号、前々号と平成 30 年度税制改正大綱の注目トピックを取り上げました。

今回は、売上の計上時期や中堅企業に対し優遇税制の適用を制限する重要改正等について説明します。

**売上計上時期などが税法で明確化されます。**

これまで企業の売上をいつ計上するかについては、法人税法で直接定めず、会計慣行を尊重し、企業会計に準拠することになっていました。国税庁は通達を公表することで税法上の解釈を示すにとどまっていた。改正後、売上の計上額や時期が税法上も明確になるため、税務調査では厳しく確認されることが予想されます。

**(1) 売上の計上額の明確化**

売上計上額は、原則としてその販売等の価額又は通常もらうべき対価の額に相当する金額とされます。

**【留意点】**

- ・貸倒れなどの可能性がある売上も、その可能性がないものとした場合の価額となります。
- ・売上額を実質的な取引の単位（例えば契約ごとなど）に区分して計上することも可能です。
- ・値引き及び割戻しについては、客観的に見積もられた金額を売上額から控除できます。

**(2) 売上の計上日（特例）の明確化**

原則：目的物の引渡し又は役務の提供の日の事業年度に売上を計上（引渡基準）

例外：公正妥当な会計処理規準に従って経理している場合は、出荷時基準や着荷時基準等も可能  
収益認識会計基準（案）

商品等の国内での販売において、所有権が顧客に移転した時に収益を認識することとしていますが、出荷時から資産に対する支配が顧客に移転する時までの期間が通常の間である場合には、出荷時から支配が移転する時までの一時点に収益を認識することができます（出荷時基準や着荷時基準等）。

**返品調整引当金、延払基準が廃止されます。**

改正後は返品調整引当金の計上や割賦販売の延払基準の適用を受ける事業者は納税時期が前倒しとなり、結果として一時的に資金繰りが圧迫される可能性が高いでしょう。

**(3) 返品調整引当金**

出版業や化粧品販売業などが採用している返品調整引当金制度が廃止されます。

経過措置として平成 33 年 4 月 1 日から平成 42 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については、損金算入限度額を 10% ずつ縮小した引当金計上が認められます。

**(4) 延払基準**

機械装置や車両の販売業者・リース業者に影響が大きいのが延払基準の廃止でしょう。分割払い売上の利益を繰り延べる「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されます。

経過措置として平成 30 年 4 月 1 日前に割賦販売を行っている場合は平成 35 年 3 月 31 日までに開始する事業年度まで延払基準の選択が認められます。

また、延払基準の適用をやめた場合、繰り延べた利益は 10 年均等で収益計上することになります。

(1)～(4)は平成 30 年 3 月までの最終基準化を目標に検討が行われており、収益認識会計基準が成立後に適用時期が明確になります。

**中小企業に対する優遇措置の適用制限**

中小企業のうち課税所得の平均（直近 3 期間）が 15 億円を超える法人は大企業と同じとみなされ、次の優遇税制が適用できなくなります。特に利用頻度の高い貸倒引当金（ ）や 30 万円未満の少額減価償却資産の特例（ ）が利用できなくなるため、納税が増加することが予想されます。

**適用制限が設けられる制度（平成 31 年 4 月以後適用）**

- 中小企業技術基盤強化税制
- 被災代替資産等の特別償却
- 中小企業等の貸倒引当金の特例
- 所得拡大促進税制の中小企業特例（改組）
- 省エネ再エネ高度化投資促進税制の法人税額の特別控除（新設）
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（延長）
- ～ は平成 29 年度改正済

（提供：朝日税理士法人）

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future

## 金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future